

令和8年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業

【やまがた若者定着枠】 募集要項

山形県及び県内市町村では、将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進することを目的として、大学等卒業後に一定期間以上県内で居住・就業した者に対して、奨学金の返還支援のための補助金を交付する事業の助成候補者を募集します。

1 応募資格

応募資格は、次の各号の要件全てに該当する者とします。

(1) 次のA、Bのいずれかに該当する者

A 山形県内に居住しながら県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（以下「高校等」という。）を卒業（※）し、次に掲げる日本国内に所在する高等教育機関等（以下「大学等」という。）に在学している者

イ 大学院（修士課程及び博士課程）

ロ 大学

ハ 高等専門学校（第4、5学年及び専攻科に限る）

ニ 短期大学

ホ 専修学校専門課程

ヘ 山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門学校

(※) 以下に該当する者を含む

① 高等専門学校の在学者で、県内の中学校又は特別支援学校中等部（以下、「中学校等」という。）を卒業した者

② 高等学校卒業程度認定試験を受け、大学等に進学した者のうち進学までの間、県内に居住している者で県内の中学校等を卒業した者

③ 県外の高校等を卒業して大学等に進学した者のうち県内の中学校等を卒業した者

B 県内に所在する大学等に在学している者

(2) 卒業後に居住することを希望する市町村が対象とする奨学金（別表1のとおり）の貸与を受けている者又は令和8年度中に貸与を受ける予定の者

※ 複数の種類の奨学金の貸与を受けている場合は、支援対象とする奨学金を1つ指定して申請すること。

※ 給付奨学金との併給調整により貸与月額が0円となる奨学金は、対象外となります。

(3) 県内に事業所を有する法人、団体及び個人事業主（以下「県内企業等」という。）への就業又は県内での創業を希望する者

※ 公務員として就業する場合はこの事業の対象外となります。

(4) 次の各号のいずれにも該当する者

イ 大学等卒業後13か月以内に山形県内に居住（※）し、かつ5年間以上継続して居住する見込みの者

(※) 実際に生活の本拠としていること及びその状況が住民票の写しをもって確認できることを条件とします。

ロ 大学等卒業後13か月以内に山形県内で就業（※）又は創業し、かつ5年間以上継続して就業する見込みの者

(※) 次の全てに当てはまる雇用形態であることを条件とします。

- ① 雇用主との間で6か月以上（更新による継続を含む）の労働契約を締結していること
- ② 雇用保険の被保険者（会社役員又は個人事業主の同居親族である場合を除く）であり、1週間の勤務時間が30時間以上であること（傷病、育児及び経済上の理由等により一時的に通常の勤務時間から短縮して勤務している場合を除く）

(5) 申請時点において、次のいずれにも該当しない者

- イ この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既に山形県若者定着奨学金返還支援事業又はやまがた就職促進奨学金返還支援事業の助成候補者の認定を受けている者
- ロ この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既に本事業の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者
- ハ この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者（県内市町村が本事業と連動して行う支援を除く）
- ニ 以下の修学資金等を利用している又は大学等を卒業するまでに利用する予定がある者
 - ・山形県医師修学資金
 - ・山形県看護職員修学資金
 - ・山形県保育士修学資金
 - ・山形県介護福祉士修学資金
 - ・山形県社会福祉士修学資金

2 募集人員

230名

3 募集期間及び提出先

令和8年5月18日（月）から令和8年6月30日（火）17時（必着）までに、大学等卒業後に定住予定の市町村へ、持参または郵送により提出してください。電子申請システムによる提出に対応している市町村については、同システムによる提出も可能です。

なお、応募書類は返却いたしません。

4 応募書類

次に掲げる書類を提出してください。

- イ 新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】助成候補者認定申請書（別記様式1）
- ロ 【県外大学等の在学者のみ】
県内高校等の卒業証明書（写し可）若しくは卒業証書の写し又は県内中学校等の卒業証明書（写し可）若しくは卒業証書の写し
- ハ 大学等の在学証明書（写し可）又は学生証の写し
- ニ 奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書（写し可）（奨学金の貸与を受けている者）

認定可能な人数を上回る応募があった場合、市町村ごとに選考を行います。上記のほか選考に必要な書類の提出を求める場合がありますので、各市町村の指示に従ってください。

なお、応募書類の中で提出不可能な書類がある場合は、市町村の担当窓口にご相談してください。

5 助成候補者の認定

市町村及び県において応募書類等により審査して助成候補者を認定し、文書により通知します。なお、認定可能な人数を上回る応募があった場合は、応募資格を満たしていても助成候補者に認定されない場合があります。

また、以下の事由に該当した場合は、助成候補者の認定が取消しとなります。

- イ 奨学金の貸与を取り消された場合又は受けることができなかった場合
 - ロ 奨学金の返還が免除された場合
 - ハ 助成候補者が辞退する場合
 - ニ 大学等を中途退学した場合（引き続き、他の学校の途中年次に転入する場合を除く）
 - ホ 大学等卒業後 13 か月以内に山形県内での居住を開始しなかった場合
 - ヘ 山形県内に居住後 3 年以内に山形県外へ転出した場合（転出後、再度県内に転入した場合を含む。）
 - ト 大学等卒業後13か月以内に県内企業等に就業しなかった場合
 - チ 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。以下同じ。）による離職期間が通算して6か月を超えた場合
 - リ 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して12か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む。）
- ※大学等卒業後、13 か月以内に県内企業等に就業したものの、就業先の都合により県内に居住又は就業することができない期間があると認められる場合は、7-(8)の手続きにより取消が猶予される場合があります。担当窓口にご相談ください。
- ヌ 助成候補者認定後の手続きに必要な提出書類が提出期限を過ぎても提出されず、提出の求めにも応じなかった場合

6 助成方法

(1) 助成対象者の認定

助成候補者が、大学等を卒業後 13 か月以内に山形県内に居住・就業し、かつ県内企業等に通算して3年間就業した後に、申請により助成対象者として認定します。

ただし、他市町村への居住による返還支援額の減額の猶予を受けている期間は、県内居住・就業の期間には含まれません。

(2) 返還支援額

- ① 次のイ、ロのいずれか低い額を上限として支援します。（端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てます。）

イ 2万6千円×令和8年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数	・大学等を卒業後、応募書類を提出した市町村以外の県内市町村に居住した場合や、居住開始から3年以内に県内の他市町村へ転居した場合は、左欄の計算式中「2万6千円」を「1万3千円」として計算します。（他市町村への居住による返還支援額の減額の猶予を受けた者で、猶予期限までに応募書類を提出した市町村に居住した場合を除く）
ロ 県内居住・就業から3年経過後の奨学金の返還残額（有利子貸与奨学金の場合は利子分を除く）	・返還残額は助成対象者の認定申請時に提出する奨学金返還証明書に記載された額で確認します。 ・災害、傷病、経済困難、失業等の返還困難な事情により、奨学金の返還減額又は返還期限猶予を受けている場合の返還残額は、減額又は猶予を受けていないものとして算出した額とします。

- ② 米沢市に応募した方については、6-(2)-①の返還支援額に、次のハの額を加算して、貸与総額(※)を上限として支援します。(端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てます。)

<p>ハ 2万円×令和8年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数 (貸与総額(※)を上限とする)</p>	<p>・大学等を卒業後、米沢市以外の県内市町村に居住した場合や、居住開始から3年以内に県内の他市町村へ転居した場合は、加算はありません。 (他市町村への居住による返還支援額の減額の猶予を受けた者で、猶予期限までに米沢市に居住した場合を除く)</p>
--	--

※ 上限となる貸与総額は、就業開始年度就業状況等報告の際に提出する貸与奨学金返還確認票の写し等に記載された額で確認します。なお、奨学金の返還が免除された場合は、免除された金額を控除します。

(3) 助成方法

助成対象者からの申請に基づき、返還支援額を県が一括で本人に代わり奨学金の貸与機関に支払います。ただし、奨学金の返還残額が補助金の確定額を下回る場合は、差額を助成対象者本人に支払います。

(4) 助成対象者の認定の取消し

次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取消しとなります。

イ 奨学金の返還が免除された場合(死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除等)

ロ 助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、次のいずれかに該当することとなった場合

① 県外に居住又は就業した場合(就業先の都合によるものを除く。)

② 自己都合による離職期間が通算して6か月を超えた場合

③ 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して12か月を超えた場合(自己都合による離職期間を含む。)

※就業先の都合により県内に居住又は就業することができない期間がある場合は、申請により取消が猶予される場合があります。担当窓口にご相談ください。

(5) 補助金の返還

6-(4)ロに該当し、助成対象者の認定を取消された場合、支払いを受けた支援額全額を県へ返還するものとします。

また、助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して2年以内に、当初申請した市町村から県内の他市町村へ転居した場合は、支払いを受けた支援額(加算分を除く)の2分の1を県へ返還するものとします。6-(2)-②の返還支援額の加算がある場合は、当該加算額も合わせて県へ返還するものとします。

7 助成候補者認定後の手続き

下記の手続きを行わないことで、支援を受けることができない場合があります。

(1) 大学等在学中に当初の申請内容から変更があった場合の手続き

【提出先：市町村】

	提出期限	提出書類
連絡先や住所、卒業年月、貸与額、貸与期間等に変更があった場合	変更が生じてから 3か月以内	イ 状況報告書（別記様式2）

(2) 大学等を卒業後、更に進学した場合の手続き

【提出先：市町村】

	提出期限	提出書類
大学院等に進学した場合	進学した日から 3か月以内	イ 在学期間延長承認申請書（別記様式3） ロ 大学等の卒業証明書（写し可）又は卒業証書の写し ハ 進学先の在学証明書（写し可）又は学生証の写し

※ 大学院等の進学に係る奨学金について返還支援を希望する場合は、改めて当事業への助成候補者認定申請が必要です。

(3) 大学等卒業後の手続き

【提出先：市町村】

	提出期限	提出書類
就業開始年度（1年目）	就業後3か月以内	イ 就業状況等報告書（別記様式4） ロ 大学等の卒業証明書（写し可）又は卒業証書の写し ハ 在職証明書（別記様式5） ニ 住民票の写し（コピー可、マイナンバー記載のないもの） ホ 貸与奨学金返還確認票の写し又は奨学金貸与証明書（写し可）
就業開始から2年目及び3年目	毎年9月30日まで	イ 就業状況等報告書（別記様式4） ロ 前年の確定申告書の写し（個人事業主の場合のみ）
改姓や連絡先、住所等に変更があった場合	変更が生じてから 3か月以内	イ 改姓・転居等に係る報告書（別記様式6）

(4) 就業期間が通算して3年を経過した後の手続き

【提出先：県】

	提出期限	提出書類
就業期間が通算して3年を経過した場合	3年経過後 3か月以内	イ 助成対象者認定申請書（様式は補助金交付要綱で規定） ロ 在職証明書（別記様式5） ハ 住民票の写し（コピー可、マイナンバー記載のないもの） ニ 奨学金返還証明書（写し可）

補助金交付後、 就業開始から4 年及び5年を経 過した場合	就業4年経過後及 び5年経過後から 3か月以内	イ 県内居住・就業報告書（様式は補助金 交付要綱で規定） ※離職した場合は以下の書類を提出 ロ 雇用保険被保険者離職票又は退職証 明書の写し（退職年月日が確認できるも の） ※離職後に再就業した場合は以下の書類 を提出 ハ 再就業にかかる在職証明書（再就業年 月日が確認できるもの）
--	-------------------------------	--

(5) 就業期間が3年未満で離職した場合の手続き

【提出先：市町村】

	提出期限	提出書類
離職後、再び就業 した場合	再就業後 1か月以内	イ 就業状況等報告書（別記様式4） ロ 雇用保険被保険者離職票又は退職証 明書の写し（退職年月日が確認できる もの） ハ 再就業にかかる在職証明書（再就業年 月日が確認できるもの）（別記様式5）
離職後、やむを得 ない事情により 通算6か月以内 に就業できない 場合	離職後1か月以内	会社側の都合又は病気、けが等やむを 得ない事情により、離職後に就業でき ず、求職又は離職期間を <u>12か月までに 延長することを希望する場合は以下の 書類を提出してください。</u> イ 求職・離職期間延長承認申請書 （別記様式7） ロ 医師の診断書（写し可）（病気、けが 等の場合） ハ 雇用保険被保険者離職票又は退職証 明書（退職年月日が確認できるもの）の 写し

(6) 他市町村への居住による返還支援額の減額を猶予する場合の手続き

【提出先：市町村】

	提出期限	提出書類
大学等を卒業後、応 募書類を提出した市 町村以外の県内市町 村に居住した場合 や、居住開始から3 年以内に県内の他市 町村へ転居した場合 で、1年以内に応募 書類を提出した市町 村へ転居することが 見込まれる場合	応募書類を提出し た市町村以外の県 内市町村に居住し てから1か月以内	イ 返還支援額減額猶予承認申請書（別 記様式8） ロ 住民票の写し（コピー可、マイナンバ ー記載のないもの）

(7) 辞退する場合の手続き

【提出先：市町村】

	提出期限	提出書類
取消の要件に該当する場合等	—	イ 認定辞退申請書（別記様式9）

(8) 認定取消を猶予する場合の手続き

【提出先：県】

	提出期限	提出書類
県内企業等に就業したものの、就業先の都合により県内に居住又は就業することができない期間があると認められる場合	認定取消の猶予に係る事務取扱要領で規定	イ 認定取消猶予承認申請書（様式は認定取消の猶予に係る事務取扱要領で規定） ロ 住民票の写し（コピー可、マイナンバー記載のないもの） ハ 就業条件等証明書（様式は認定取消の猶予に係る事務取扱要領で規定）

(9) 提出場所

7-(4)及び7-(8)で規定する提出書類は県に、それ以外の提出書類は応募書類を提出した市町村に提出してください。電子申請システムによる提出に対応している市町村については、同システムによる提出も可能です。ただし、大学等を卒業後、応募書類を提出した市町村と異なる市町村に居住した場合（7-(6)で減額の猶予を受け、猶予期限までに応募書類を提出した市町村に居住した場合を除く）は、以降すべての提出書類を県に提出してください。

なお、やむを得ない事情により手続きができない場合や提出不可能な書類がある場合は、市町村又は県の担当窓口にご相談してください。

8 応募・問合せ窓口一覧

(1) 市町村 (応募書類提出先)

市町村名	担当	電話
山形市	教育委員会 学校教育課 高等学校担当	023-641-1212
米沢市	企画調整部 地域振興課 若者支援担当	0238-22-5111
鶴岡市	教育委員会 管理課 庶務係	0235-57-4861
酒田市	地域創生部 地域みらい創生課 移住定住ふるさと係	0234-26-5768
新庄市	教育委員会 教育総務課	0233-22-2111
寒河江市	みらい協働課 地域活性化支援係	0237-83-3205
上山市	産業観光課 産業振興係	023-672-1111
村山市	政策推進課 地方創生係	0237-55-2111
長井市	総合政策課 総合戦略室	0238-82-8001
天童市	教育委員会 教育総務課 庶務係	023-654-1111
東根市	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	0237-42-1111
尾花沢市	教育委員会 こども教育課 教育指導室	0237-23-3330
南陽市	みらい戦略課 企画振興係	0238-27-1250
山辺町	美力発信課 シティプロモーション係	023-667-1110
中山町	総合政策課 まちづくり推進グループ	023-662-4271
河北町	教育委員会 学校教育課 教育総務係	0237-71-1136
西川町	教育委員会 まなぶ課 学校教育係	0237-74-2114
朝日町	政策推進課 地域振興係	0237-67-2112
大江町	教育委員会 教育文化課 再編推進係	0237-62-2270
大石田町	企画情報課 政策企画グループ	0237-35-2111
金山町	教育委員会 教学課 学校教育係	0233-32-0075
最上町	教育文化課 学校教育室	0233-43-2053
舟形町	教育委員会 教育課 学事係	0233-32-2379
真室川町	教育委員会 教育課 学校教育係	0233-62-2223
大蔵村	企画課 政策推進係	0233-75-2111
鮭川村	教育委員会 教育課 教育総務係	0233-55-3051
戸沢村	教育委員会 共育課 学校教育係	0233-72-3242
高畠町	企画課 企画調整係	0238-52-1734
川西町	商工観光課 商工労政係	0238-42-6645
小国町	総務企画課 政策企画担当	0238-62-2264
白鷹町	商工観光課 商工振興係	0238-87-0696
飯豊町	企画課 総合政策室	0238-87-0521
三川町	産業振興課 商工観光係	0235-35-7015
庄内町	企画情報課 まちづくり移住係	0234-42-0162
遊佐町	企画課 定住促進係	0234-28-8257

(2) 県 (応募書類の提出先ではありません。)

担当	電話
山形県 産業労働部 産業創造振興課 地域産業振興担当	023-630-2691

9 市町村別対象奨学金

貸与中又は貸与予定の奨学金を支援対象としている市町村にのみ申請可能です。

市町村名	日本学生支援機構 第一種奨学金	日本学生支援機構 第二種奨学金	市町村の奨学金
山形市	○	○	
米沢市	○	○	米沢有為会奨学金
鶴岡市	○	○	鶴岡市育英奨学金
酒田市	○	○	
新庄市	○	○	
寒河江市	○	○	
上山市	○	○	上山市奨学金
村山市	○	○	
長井市	○	○	長井教育会奨学金
天童市	○	○	
東根市	○	○	東根育英会育英資金、石川奨学金
尾花沢市	○	○	
南陽市	○	○	
山辺町	○	○	
中山町	○	○	
河北町	○	○	河北町育英会奨学金
西川町	○	○	西川町育英奨学資金
朝日町	○	○	朝日町奨学金
大江町	○	○	大江町ふるさと奨学金
大石田町	○	○	
金山町	○	○	金山町育英会奨学金
最上町	○	○	最上町教育振興修学資金
舟形町	○	○	舟形町教育振興修学資金
真室川町	○	○	真室川町教育振興修学資金
大蔵村	○	○	大蔵村奨学資金
鮭川村	○	○	鮭川村教育振興修学資金
戸沢村	○	○	戸沢村教育振興修学資金
高畠町	○	○	
川西町	○	○	
小国町	○	○	
白鷹町	○	○	
飯豊町	○	○	飯豊町奨学資金
三川町	○	○	三川町育英奨学資金
庄内町	○	○	庄内町育英資金
遊佐町	○	○	

※給付奨学金との併給調整により貸与月額が0円となる奨学金は対象外となります。